平成２７年（フ）第１６７号
福井市本堂町第89号６番地298
債務者　嶋田加奈江
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
福井県大野市元町10番21号
債務者　眞柄　正彦
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７９号
福井県大野市茜町152番地　アカネマンション　105D
債務者　小椋　一恵（旧姓平）
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４５８号
京都市山科区小山西御所町23番地６　ヒルズ山科202
債務者　山下由起子（旧姓脇坂）
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４８１号
京都市左京区岩倉幡枝町1463番地
債務者　馬場　千晶
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５８６号
京都市伏見区淀際目町35番地１　ライオンズマンション京都淀　Ａ棟507号室
債務者　斉藤　知未（旧姓尾石）
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５９１号
京都市西京区大枝南福西町１丁目１番地　49棟305号
債務者　髙橋　昭子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６０２号
京都市左京区松ケ崎西山20番地２　メゾンジョアＰａｒｔⅡ　502号、前住所京都市中京区壬生坊城町48番地３　壬生坊城第２団地４号棟　1013号
債務者　データＣＩこと　山田　重樹
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６２９号
京都市伏見区竹田久保町２番地85　第二青春荘１－Ｆ、前住所京都市伏見区竹田久保町２番地83　新田荘５
債務者　近藤　正明
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６３８号
京都市伏見区羽束師菱川町559番地84　ヴィラ羽束師202号、前住所京都市伏見区羽束師鴨川町238番地４
債務者　大鹿　裕二
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
兵庫県宝塚市宝梅２丁目７番１―202号
債務者　松本　政信
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
兵庫県宝塚市宝梅２丁目７番１―202号
債務者　松本かよ子こと　李　　壽南
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
高知県高岡郡佐川町甲1304番地イ
債務者　小野川一美（旧姓港）
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第３８号
佐賀県唐津市町田１丁目７番24号
債務者　佐伯　幸美
1　決定年月日時　平成27年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第３５３号
熊本県上益城郡山都町大平492番地
債務者　三浦優美子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３５６号
熊本市南区御幸笛田４丁目14番３―201号　第一つばめコーポ201号
債務者　甲斐　力王
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係